

会 議 録

議 事 概 要

1. 開会・挨拶

【事務局】

定刻になりましたので、ただいまから大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会を開催させていただきます。本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。本協議会は、平成20年3月に制定されました「大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱」に基づき運営されているものでございまして、当市における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議いただいております。

本日の協議会においても、委員の皆様からご意見を頂戴できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、本日の会議の出席委員のご紹介をさせていただきます。

(出席者を順番に紹介する)

なお、委員12名のうち、出席者が12名でございますので、本協議会設置要綱第6条第2項の規定により、本日の協議会が成立することをご報告申し上げます。

(事務局紹介・配付資料確認)

本会議は公開で行い、議事要旨及び資料についても公開といたします。なお、本

日の会議を傍聴される方が五名おられますことをあわせてご報告の方させていただきます。

それでは、会議の開催にあたりまして、本会議の会長を務めさせていただきます。

上田市長よりご挨拶を申し上げます。市長お願いします。

【市長】

皆さん、おはようございます。公共交通に関わっていただいている方にお集まりをいただいて、本協議会を開催させていただくことになりました。公共交通、交通機関をめぐっては今、運転手不足という大変大きな課題を抱えているというところがございますども、今日は公共交通に関連をして新たに設置を予定しております運賃等についてお諮りをする協議会の設置ということと、それに伴って本協議会の設置要綱を改正しなければなりませんので、その部分についてご協議をいただくことになっております。このきっかけとなりましたのは、一つは法律の改正でございます。道路運送法の改正ということ、これが一点。それからもう一点は本市の昭和地区に停留所を設置していただいて、安堵町が町域を越えてコミュニティバスを走らせているわけですが、その安堵町からその運賃についてご相談があったことです。法の改正と、それから具体的な、隣の安堵町からのご相談ということ踏まえての協議会ということでございます。

安堵町のコミュニティバスなんですけれども、平成24年からスタートされておられます。大変便利なバスでありますので、より利便性を高めようということで、法隆寺まで延伸をして運行していただいている、本市の住民の方々にも大変便利なコミュニティバスということで、運行いただいているわけでありまして。従って、関係

の自治体は、安堵町中心に、郡山と斑鳩ということになるわけで、このコミュニティバスですが、本年9月に奈良交通の路線バスの運賃が来年2月から改定をされるということで、その運賃につきましても、競合区間で整合性をとるために調整する必要があり、そのための協議を進めていきたいと考えておられます。従って、そのことについて、郡山、斑鳩にそれぞれに相談されたということで、運賃との協議につきましても先ほど申し上げた通り、道路運送法の改正ということがありまして、この公共交通総合連絡協議会ではなくて、運賃を諮ることに特化した別の協議会で協議しなければならないということになりました。ですので、新たに運賃等協議会を設置し、あわせて大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会、本協議会の設置要綱について改正を行う必要があるということでございます。詳細は後程事務局から説明をしてもらいますが、皆様には専門的な知見から忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。本日はありがとうございました。

【事務局】

それでは協議に入らせていただきたいと思います。大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱第6条の規定におきまして、当協議会の会長が本会議の議長を務める旨を規定させていただいておりますので、上田市長、進行のほどお願いいたします。

2. 議題

(1) 大和郡山市地域公共交通運賃等協議会の設置について

事務局より資料1・資料2に沿って以下のとおり説明

- ・道路運送法の改正により、10月1日から運賃等の協議が本総合連絡協議会で

協議できず、本市において新しく大和郡山市地域公共交通運賃等協議会の設置する予定。

- ・この協議会の構成員は、別紙1のとおり、市町村、協議運賃を定めようとするバスもしくはタクシー事業者、その運賃に係る地域の住民意見代表者、そして地方運輸局長を予定。

(質疑応答)

①【奈良県タクシー協会】

独禁法との関係で、まず集まってみんなで集まって決めること自体がなぜいいのかというところについて、分からなければ構わないが、その内情について、もし知っていたら教えてほしい。

【事務局】

今回、独禁法っていうものに抵触しないように、運賃等協議会を設立させていただき、談合するような協議にならないような人選をしてその会議で諮っていくということになると考えております。

※その他、奈良運輸支局より、内情はわからないが、運賃等を諮る協議会の構成メンバーについて法律に明記されてる旨の説明あり。

【奈良県タクシー協会】

公正取引委員会の方で話をされて、この件でいいという何かあるはずなんですけれども、そこら辺を知りたかっただけなんで、結構でございます。

②【奈良県バス協会】

大和郡山市のコミバスの運賃で協議会立ち上げるのは分かるのだが、他市町村のバス等が大和郡山市を走っている場合でも、その運賃の了解のために協議会を立ち上げないといけないのか？

【事務局】

はい。そのように理解させていただいております。

【市長】

他にないようでありましたら、大和郡山市地域公共交通運賃等協議会の設置は、了承とさせていただきます。

(2) 大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱の改正について

事務局より資料3・資料4に沿って以下のとおり説明

- ・運賃等の協議は運賃等行基協議会で行うため、第2条の協議事項(2)より「運賃、料金」を削除。
- ・過去の道路運送法の改正に伴い、用語の修正が必要となったため、第2条の協議事項(3)の「市が運営する有償運送」の部分を「交通空白地有償運送」に変更。

(質疑応答)

【奈良県タクシー協会】

交通空白地有償という名前が自家用有償運送を指していると思うんですけども、その対価については、この協議会で協議するということか。

【奈良運輸支局】

緑ナンバーがついてる事業者のみが別途協議会を立ち上げる必要があり、自家用車は現状どおりこの協議会でしていただけます。

【市長】

特にないようでございますので、地域公共交通総合連絡協議会設置要綱の改正は了承いただいたということによりよろしくお願いいたします。

※奈良運輸支局より、運賃等協議会につきましては、大和郡山市以外にもいくつか立ち上げを進めているところなので、他の市町村の委員を兼ねておられる方は同じ議題がこれから出てくる可能性があるかと参考に補足説明あり。

その他

奈良運輸支局より、本協議会と直接関わりはないが、公用車の管理について車検期限の厳守や管理者届出の徹底のお願いあり。

3. 閉会

【市長】

それでは以上をもちまして大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会を閉会いたします。誠にありがとうございました。